

## 平成23年度第3回津市入札等監視委員会の会議結果報告

- ① 会議名 平成23年度第3回津市入札等監視委員会
- ② 開催日時 平成23年11月1日(火)  
午後2時から午後4時00分まで
- ③ 開催場所 津市役所本庁舎4階庁議室
- ④ 出席した者の氏名  
月岡 存 委員長 (三重大学名誉教授)  
伊藤 庄吉 委員 (行政書士)  
滝澤 多佳子 委員 (税理士)  
西川 源誌 委員 (弁護士)  
玉方 良明 委員 (公認会計士)
- 事務局 (第1部)  
野口副市長、小河副市長、総務部長、総務部次長  
調達契約課長ほか2人  
(第2部)  
小河副市長、総務部長、総務部次長  
調達契約課長ほか2人
- 説明員 (第1部)  
建設部道路等特定事項担当理事、  
建設部道路等特定事項担当参事  
(第2部)  
下水道建設課長ほか5人
- ⑤ 内容  
1 競売入札妨害事件について  
(1) 事件概要の報告  
(2) 当該事件に対する意見等  
2 入札・契約に関する報告について  
(1) 入札及び契約手続の運用状況  
(2) 指名停止措置等の運用状況  
(3) 最低制限価格の公表の時期及び設定範囲の変更について  
3 入札等監視業務について  
入札・契約抽出事案の審議
- ⑥ 公開又は非公開  
公開
- ⑦ 傍聴者の数 18人
- ⑧ 担当 総務部調達契約課工事契約担当  
電話番号 059-229-3122

・議事の内容 下記のとおり

1 競売入札妨害事件について

(1) 事件概要の報告

事件につきましては、捜査中であり、その全容は明らかになっていない

状況にありますので、現在把握できています概要についてご報告します。

当該事件は、平成23年10月26日に本市建設部建設維持課道路等特定事項担当の主査と、市内美杉町下之川に本社のある(株)大清建設の代表取締役が、競売入札妨害の容疑で逮捕されたものです。

事件の概要としては、平成23年1月中旬頃に津市美杉町地内において、当該主査から当該代表取締役に対し、公共工事の設計金額を教え、代表取締役はその金額を参考に入札して、受注したものです。

該当案件は特定されていないため、平成23年1月中旬頃ということから推測される「平成22年度環新道建補第2号（仮称）新山口橋橋梁（下部工）新設工事（その2）」について、ご報告します。

本工事は、津市美杉町下之川地内において、橋梁下部工一式を行う内容で、予定価格15,366,000円（税抜き）、工期を平成23年3月25日までとし、事後審査型条件付一般競争入札の方法により、同年1月11日に本市のホームページ等により公告を行い、1月26日に応募のあった11者で入札を執行した結果、最低制限価格12,711,000円を下回っておりました5者を失格とし、最低制限価格以上で最も低い額である12,727,000円で入札をした(株)大清建設を落札候補者と決定したものです。

最低制限価格の設定については、設計金額と同額である予定価格並びに算式（本件土木一式工事においては、直接工事費×100%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×60%＋一般管理費×30%）、上限及び下限は、事前に公表をしているところであり、その設計金額は本件土木一式工事においては「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」で構成されています。

算出にあたっては、それぞれの構成費に算式の率、「直接工事費×100%」、「共通仮設費×90%」、「現場管理費×60%」、「一般管理費×30%」を乗じた額の合計額を基本とし、本件については、工事及び業務の技術上の難易その他の条件を考慮して、増減調整を行い、予定価格の80%に満たない場合は80%とし、85%を超える場合は85%（上限は、平成23年9月1日公告分以降は90%に変更）としています。

なお、最低制限価格については、千円未満を切り捨てた額とし、その調整の内容、それぞれの構成費については、適正な競争を阻害するおそれがあるため非公表としています。

○概ねの概要は、わかりました。

本件の場合、最低制限価格そのものの金額が漏えいしたものではなく、設計金額の内訳の一部が漏えいした可能性があり、これによって最低制限価格の算式における特定の費目に関し、手間が省けたり、あるいは想定しやすくなったりしたのではないかと考えられるということですね。

それでは、委員の皆様、当該事件に対するご意見等をいただく前に、ただいまの報告内容について何かご質問はありますか？

Q 捜査中でもあり、推測の範囲ということになると思いますが、本件においてその漏えいが、最低制限価格の算出に関して、どれくらいの影響があったのでしょうか？

A 設計金額の漏えいということであり、最低制限価格そのものの額の漏えいではありませんが、事件の全容は明らかになっていないため、直接工事費等のそれぞれの構成費目の額、全ての額を漏えいしたのか、その一部の額を漏えいしたのか、どの程度の情報を漏えいしたのかは現在のところわかりません。

Q 本件については、増減調整を行っていたということですが、職員が漏えいした時点で既に増減調整は行われていたのでしょうか？

また、その増減調整は誰が行っているのでしょうか？

A 設計図書とともに設計金額は、工事担当部署である技術部門で作成され、発注部署である調達契約課へ提出されますが、増減調整については、技術部門等の意見も聞いた上で、工事及び業務の技術上の難易その他の条件を考慮して行い、最低制限価格の決定は、調達契約課発注の3億円未満のものについては、総務部長の専決事項となっています。

Q 増減調整の結果については、総務部長しか知り得ないということでしょうか？

A そのとおりです。調整の内容については、工事担当部署では知り得ません。

## (2) 当該事件に対する意見等

○今回の事件は、職員個人の問題、組織のチェック体制等の問題、入札制度の問題、その3点すべてについて課題があると考えます。当然のことながら綱紀粛正は、各部署において再度徹底を図ることが必要です。

また、本入札等監視委員会の目的は、公正な競争を監視することであり、委員としても遺憾に思うところですが、たくさんの案件の中から抽出して審議しているため、そのチェック機能にも限界がありますので、本入札等監視委員会のあり方についても再度検討が必要ではないかと考えます。

漏えいすることは、当然あってはならないことですが、人間である以上、真面目で気の弱い人ほどそういった状況に陥りやすいといった側面もあるところです。今後、職員も含め不正が起きにくい体制づくりを行うとともに、最低制限価格制度やそのあり方についても検討すべきであると考えます。

○制度というものは、適正に運用していたにもかかわらず漏えいした場合は、制度やシステムの問題であり、そうでない場合は、制度を利用する人間側の問題であり、ひいては職員のモラルや教育の問題であると考えます。

事件の大きな背景として、指名競争入札制度から一般競争入札制度へ移行する中で、競争性が高まり、特に土木工事においては、最低制限価格と同額くじ引きによる決定が多くなったことが考えられます。

本入札等監視委員会においても議論となったところですが、工事によっては、積算ソフトや過去の入札結果から最低制限価格の算出が比較的容易な案件もあるようで、同額くじ引きによる決定が多発し、このことを受け、増減調整といった方法を導入したと報告を受けていますが、こういった事件が起きてしまいますと、制度そのものの信頼性を損なうこととなり、非常に残念です。

事件の背景やこれまでの経緯を考えますと、入札制度そのものにおいては、一般競争入札により競争性ばかりを重視するのではなく、もう一方で地域性を考慮していくことも必要ではないでしょうか。

また、本件の入札結果を見ますと、同額入札が多かったわけではなく、おおよそ均等に最低制限価格近辺に入札が集中しており、本入札等監視委員会において不正を見抜くことは難しい案件です。

結局のところ、こういった手段を講じてモラルを徹底することでしか防止できないのではないかと考えます。

○モラルの徹底による防止には、どうしても限界があるため、例えば、入札額の平均で最低制限価格を設定するといったような最低制限価格が開札時にしか決定しない制度等もあると聞き及びますので、こういった人為的な不正の入り込む余地のない制度の導入について検討の必要があると思います。

今までも、より良い制度を目指して制度の変更があったところですが、今一度、少なくとも不正の入り込む余地の少ない制度づくりに努めていただきたい。

○こういった事件が起きた以上は、入札制度は変更せざるを得ないのではないのでしょうか。全く制度を変えないというのは、再発防止策を行っていないことになります。

例えば、最低制限価格を事前に公表して、入札を行う方が、たとえ同額でくじ引きになったとしても、発注者の意思は一切入り込まないので不正は起こり得ないため、こういった制度の方がいいと思います。

いずれにしても、事件の概要が明確になり原因が判明するまでは、今後の方向性を検討することは難しいですが、何らかの制度変更は必要であると考えます。

○制度の変更の必要はないと考えます。

今回、職員が設計金額を漏えいしたということで、事件となっているわけですが、本件の入札結果をみますと、(株)大清建設の入札額は最低制限価格とぴったり一致しているわけではありません。一致しなかった理由は、最低制限価格の設定には増減調整という不確定要素があり、今回の漏えいは、最低制限価格そのものに直結していなかったと推測できるため、現在の制度そのものに問題があったわけではないと考えます。

制度に問題がなかったとすれば、漏えいした職員の問題であるとともに、

そこに関わって聞き出そうとした業者の問題でもあります。

業者としては、どうしても受注をしたいという意欲から、増減調整という不確定要素があり確実に最低制限価格を知ることができなくても、少しでも最低制限価格に近づきたいという思いから、こういう事件を起こしてしまったのではないのでしょうか？

このような理由から、現在の制度を維持していいと思います。

○制度の改正については双方向のご意見があるところですが、最低制限価格を事前公表して、同額くじ引きで決定するといった方法は、透明性の面からみれば人為的な忖度が介在する余地が無く、一見いい制度にもみえますが、最低制限価格制度の本来の目的である品質確保の点において問題があると思います。

こういった品質確保の問題を避けようとするれば、今以上に落札候補者の施工体制をしっかりと検査しなくてはならなくなりますが、これは発注者、受注者ともにたいへんな作業量となります。こういった中で、現在の制度は有効であると考えます。

また、今回の事件は、職員個人の問題であるのか、あるいは組織のチェック体制等の不備などが問題であるのか、そして場合によっては入札制度について課題があったのか、この3点ぐらいが問題点であるといったご意見がありましたが、どの点に起因するものなのかについては、事件の原因が判明していない現時点では、特定することは困難であると考えます。

○様々なご意見を頂いたところですが、我々委員は、第三者機関として公正な競争性を確保するため、今後も、津市の入札を厳しい目で監視していくとともに、本件問題を、分析・解明した上で、種々、対応策について本入札等監視委員会においても、引き続き検討していきたいと思えます。

\* 異議なし。

委員の皆様、ありがとうございました。

先程もご報告しましたとおり、現在、事件の全容が明らかになっていません。今後、あらたな事実の判明や展開がありましたら、適宜、本入札等監視委員会にご報告するとともにご指導をお願いいたします。

## 2 入札・契約に関する報告について

### (1) 入札及び契約手続の運用状況

Q 入札結果によっては、全ての入札者が最低制限価格以上となっている案件もあれば、入札者のほとんどが最低制限価格未満で失格となっている案件もあります。これは、その工事に対して、市側の考え方と業者側の考え方に乖離があったということでしょうか？

A 昨今の建設業界を取り巻く状況やそれぞれの業者の受注状況、経済状況等を考えますと、あくまで推測となりますが、それだけ競争性や受注意欲が高かったのではないのでしょうか。しかしながら、市側の考え方と業者側の考え方に違いがあったことも否めません。

### (2) 指名停止措置等の運用状況

Q 大功土木は建設業法違反で、指名停止になったとのことですが、どの点が建設業法に違反したのかを教えてください。

A 三重県鈴鹿市南玉垣町で実施していた国道23号の歩道の舗装作業中に、大功土木の労働者が被災する労働災害が発生しましたが、そのことについて津労働基準監督署長に虚偽の労働者死傷病報告を行っていました。

このため、代表者を労働安全衛生法違反の疑いにより、平成23年2月1日、津地方検察庁に書類送検し、津簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、平成23年4月23日にその刑が確定しています。

このことが、建設業法第28条第1項第3号の「他の法令に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき」に該当するとして、平成23年6月28日に三重県から監督処分（指示）を受けたため、指名停止措置を行ったものです。

### (3) 入札制度改革

#### ・最低制限価格の公表の時期の変更

これまで最低制限価格の公表は、開札後、全者が最低制限価格を下回った場合、落札候補者が事後審査において失格となった場合又は落札者が契約を締結しなかった場合において、再度公告して入札を実施する際に参加者の全者が最低制限価格を知り得るところとなり、適正な入札執行ができなくなるため、「契約締結の日以後遅滞なく」行っていたところですが、より公平性、透明性を確保するため、「開札後直ちに」に変更したものです。

なお、全者が最低制限価格を下回った場合は、再度公告入札の適正な競争を確保できないため、非公表としました。

#### ・最低制限価格の設定範囲の変更

これまで最低制限価格の設定範囲の変更については、工事、測量・コンサルタント等ともに「算式等により算出した額の80%～85%の範囲内」としていたものを、品質をより確保すること及び同額くじ引きの抑止を目的に「算式等により算出した額の67%～90%の範囲内」に変更したものです。

なお、「最低制限価格の公表の時期の変更」、「最低制限価格の設定範囲の変更」どちらの変更も、平成23年9月1日以降に公告を行う入札から施行しました。

### 3 入札等監視業務について

#### 入札・契約抽出事案の審議

##### (1) 平成23年度下建公補第3号

##### 野村第2調整池築造工事

##### <条件付一般競争入札(工事)>

Q 予定価格が3億円以上の高額な工事で、これだけ85%で同額の入札者が多い結果をどう分析されますか？

A 本市におきましては、現在、最低制限価格の算式と最低制限価格の下限及び上限を公表しているところで、本工事の発注時には、上限は85%としていました。

本工事は、全体の工事費に対して直接工事費の占める割合が極めて高い案件であるため、入札者が算式や過去の入札結果を参考に85%を超える工事であると推察して入札された結果、17者が同額、くじ引きとなったものではないかと思えます。

なお、このような結果を受け、品質をより確保すること及び同額くじ引きの抑止を目的に平成23年9月1日以降に公告を行う入札から最低制限価格の設定範囲の上限を85%から90%に変更しました。

Q 次の抽出案件である「平成23年度北道新補第4号 一身田寺内町まちづくり事業道路整備(舗装)工事」についても、入札者のほとんどが85%で同額となっていますが、同じ理由とお考えですか。

ある意味、入札者のほとんどが同額という入札結果は不自然なのですが、談合の疑惑や要素がなかったとも考えられます。

A 同様の理由です。

A 土木工事の積算は、積算基準に基づいて行っていますが、大きく分けると「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」で構成されています。その中で、「直接工事費」とは、材料費、労務費等のことですが、本工事については、全体の工事費の中で、材料費であるコンクリート二次製品の価格が占める割合が多いため、結果として直接工事費の価格が大きくなり、また、材料に係る積算も比較的容易であったようです。

Q つまり、算式により85%を大きく超える場合は、増減調整があったとしても85%となるということですか。

A そういうことです。

Q ということは、業者は、ある程度増減調整がどのように行われているかということ把握しているということでしょうか？

A 公文書公開や入札結果の情報により過去の類似工事から、おおよその増減調整の幅については把握していると思えます

この案件につきましては、全体の工事費における直接工事費の占める

割合が極めて高かったため、過去の増減調整を勘案しても最低制限価格を比較的容易に類推することができましたが、増減調整の方法そのものが把握されているというわけではありません。

Q こういった事例を踏まえて、上限を90%に変更したとのことですが、90%にしたことにより、このような結果はどれくらい防げるのでしょうか？

A ほぼすべての案件において、90%を超える事例は、発生しないと考えています。

Q 工事の内容を教えてください。

A 周辺地区（野村第2排水区）の雨水対策のためです。

本来であれば、雨水は川へと放流するのですが、現在のところ川が未改修であるため、一時的に調整池に雨水をためてから、周辺地区が冠水しないように少しずつ排水を行うものです。

Q 当該調整池は、中勢バイパスの下に築造されるのでしょうか？

A 中勢バイパスに隣接はしていますものの、当該バイパスの下に築造するものではありません。

Q 入札参加資格要件に「本件工事に土木一式工事の監理技術者を専任で配置できること（入札参加申請時において他の工事等との重複をしていないこと。）」とあります。これは、配置しようとしている技術者が入札時点で他の工事と重複していないことを要件としているのか、契約時点で他の工事等との重複をしていないことを要件としているのか、どちらでしょうか？

A 本件においては、条件付一般競争入札の方法によっていますので、入札参加申込の時点で他の工事等との重複をしていないことが要件となります。

\* 本件については適正に処理されているものと認める。

## (2) 平成23年度北道新補第4号

一身田寺内町まちづくり事業道路整備(舗装)工事

<事後審査型条件付一般競争入札(工事)>

Q 本入札等監視委員会においても何度か議論となったところでもあり、最低制限価格といった制度のもとでは仕方ないことなのかもしれませんが、例えば、少しでも安く施工できるようにという真摯な考え方に基づいた入札が最低制限価格未満で失格となる制度はとても残念な気がします。

A 落札者と最低制限価格未満で失格となった者の価格差は僅少な差ですが、最低制限価格制度が品質確保の理念に基づいたものであることを考えますと最低制限価格を下回った場合失格と判断することはやむを得ないと考えます。

A 最低制限価格制度は、品質の確保を目的とするとともに、もう一方で著しく低い価格の入札によるダンピングの防止、下請けや労働者の賃金の確保において効果があり、有効と考えるものです。



Q こういった事例は、過去にたくさんあったのでしょうか？

A ブロックやコンクリート等の二次製品等の材料費が極めて高い工事等においての事例で、年間数件です。

Q 本件については、アスファルト舗装工やブロック舗装工が主な工事概要となっておりますが、事後審査についてはどのような内容を審査しているのでしょうか？

A 事後審査におきましては、参加資格に関する事項として建設業の許可や配置技術者の資格や雇用等について、また積算内訳書の審査として積算内容の審査等を行います。

Q 材料の品質確保といった視点からの事後審査は行わないのですか？

A 積算内訳書の審査として、直接工事費の金額等について適正な履行が確保できるかどうか等の審査を行います。

\* 本件については適正に処理されているものと認める。

(3) 平成23年度下建ポ第1-1号

阿漕ポンプ場及び藤方西ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託

<事後審査型条件付一般競争入札（委託）>

Q しゅんせつ業務は業者が少ないこともあり、どうしても予定価格に近い高い落札率となる傾向が見受けられます。本入札等監視委員会においても何度か議論となったところですが、競争性が確保されているのでしょうか？

A 入札結果としては、入札者は4者ですが、しゅんせつの格付け要件を満たす業者は他にもいるところでは、津市の工事の発注方針としましては、市内業者育成の面からも市内で施工が可能なものは市内業者に発注を行っているところでは、

しかしながら、ご指摘のとおり90%を超えるような落札率が高い点については、今後も注視し検証してまいりたいと考えています。

Q 本件においては、最低制限価格はないのでしょうか？

A 最低制限価格は、適正な業務の履行確保が目的であり、当該業務のように材料費等の必要がない、いわゆる手間賃等が大部分を占める業務等においては、隠れた瑕疵などの手抜き等も考えにくいため、履行の確認を適正に行えば良質な形での調達が行われるものと考えます。

A 法的には、最低制限価格は、平成14年に改正され工事以外にも「製造その他についての請負」まで認められているところですが、その取扱いにつきましては、各自治体によって様々です。

本市におきましては、現在、工事以外には工事に付随するコンサルタント業務において最低制限価格を設定していますが、本市が設定していない「製造その他についての請負」につきましても、検討委員会を立ち上げ品質の確保とともに、ダンピングの防止等を目的に検討を行っているところでは、

Q 入札で競争性を確保しようとしても業者が限られている場合は、難しい点があると思います。

例えば、他市等における同種業務の入札結果の積算内訳や単価と本市における積算内訳や単価を比較してみることは可能ではないでしょうか。

その結果、津市が極端に高い等の差があるようであれば、競争性を確保するため、市外業者も参加させる等の検討が必要となるのではないのでしょうか？

A 対象となる沈砂池140m<sup>3</sup>の汚泥の汲み上げ費、産業廃棄物処理費等から積算を行っていますが、産業廃棄物処理費以外の積算については、積算基準に基づいて積算を行っています。

Q 我々、委員としても何かいい方法がないかと考えるところですが、ひとつの検証方法として、近隣市等の事例と比較してみるべきと考えます。比較の結果、近隣市においては、本市の落札率と大きく差があるようであれば、いわゆる高止まりであると考えられます。

A 市内本店を優先した発注を行うという方針がある中ではありますが、高い落札率であることと入札者が少ない点をみますと現状の入札結果については研究、検証しまいたいと思います。

Q 市内支店業者の中には、本件の所在地要件以外の参加要件を満たす業者はいないのでしょうか？

A 市内支店業者にも、本件の所在地要件以外の参加要件を満たす業者があれば、その発注方法についても検討してまいりたいと思います。

\* 本件については、一部今後に検討いただくもののそれ以外は概ね適正に処理されているものと認める。

#### (4) 平成22年度財管補第2-1号

本庁舎中央監視制御装置等更新修繕

<随意契約>

Q 本件については、中央監視制御装置のバージョンアップと考えていいのでしょうか？

A 各フロアでしかできなかった空調設備の運転管理を、地下にあります中央制御室で一括管理できるよう修繕を行ったもので、昨年度は地下1階から3階まで、今回は4階から8階までの修繕を行いました。

A 本件の修繕を行ったことにより、例えば、1階ではフロアすべてにおいて同じ温度管理しかできなかったものが、5分割、6分割といった効率的な温度管理が可能となったもので、今回が3カ年計画の最終年となります。

A 原則的には、修繕は、比較的小規模で、かつ使用価値、効用の減少を防ぎ、いわゆる本体の維持管理、原状復帰を目的とするものであり、本体の形状が変わるような、比較的大がかりで積極的にその本体の価値又は効用を増加するものである場合は、改修工事としています。

Q 修繕というのは、原状回復であり、性能の向上は工事と認識していますが、本件は性能を高めるという側面も有していますので、修繕なのか工事なのかの判断は難しい点があると思います。

- Q 過去の入札等監視委員会においても、1者随意契約における落札率が高い傾向にあることが指摘されてきたところですが、例えば、予定価格の範囲内で再度の見積徴取を行うといったようなもう少し安い額で契約する方法はないのでしょうか？
- A 本件の場合は、2回目の見積徴取により決定しているところで、見積者においても会社としていろいろな思惑や方針がある中だと思いますが、予定価格は本市が契約を希望する上限価格であり、この範囲内であれば決定となります。
- Q 費用対効果を考慮、検証した上での発注でしょうか？
- A 環境面や経済面の双方による省電力化を図ることも目的としていますが、こういった監視制御装置の耐久年数は、概ね10～12年程度であり、本件は、老朽化に伴う更新とメンテナンス費用の軽減、効果的な運転管理を主たる目的として修繕を行ったものです。
- Q 修繕の必要性や目的については、理解できますが、やはり費用対効果の面についても検証した上での発注が望ましいと思います。
- Q 性能維持のために修繕が不可欠であることはわかりましたが、更新にあたって、例えば、旧製品と同じレベルの性能の製品に交換するといった性能維持だけの修繕ではなく、性能向上も図ったのは、どういう判断材料に基づいてのことなのでしょうか？
- A 長期に渡っての使用による経年劣化を起因とする修繕のため、旧製品と比較しますと製品の性能は向上しているところです。  
数値的なデータや検証に基づくものではありませんが、よりきめ細かい温度管理を可能にすることにより、効率的かつ、より適正な温度管理が行えるため、結果として、省電力化が図れるといった判断もありました。
- Q 本件に限らず、1者随意契約の一般論なのですが、競争入札と同様に1者随意契約においても、当然、適正価格による契約を行うべきであると考えます。  
1者随意契約の中には、独自のシステム等のため、その者以外には履行が不可能な場合と他の者でも履行は可能ではあるものの、技術的や価格的な要素からその者が圧倒的に優位である場合があると思いますが、他の者でも履行が可能な場合は、見積徴取等を行うことによって、その者の優位性を調査することにより随意契約の適正性を確保する必要があると思いますので、今後、ご検討をいただきたい。
- Q 私も委員の皆さんと同意見なのですが、1者随意契約はどうしても高止まりの傾向が見受けられるため、発注を行うにあたっては、十分費用対効果を検討、精査した上で、他者の見積と比較を行う等により、適正な価格での契約を行っていただくようお願いしたい。
- Q 製品等から相手方が一旦特定されてしまいますと、どうしても1者随契約が必要になりますが、相手方が特定されるがゆえ、履行の目的や必要性においても、十分市民の皆さんにも説明できる適正な理由に基づく契約を行ってください。

- A 設計金額の設定にあたっては、国交省等の標準単価等による積算基準や建設物価等に基づく積算を行っていますので、1者随意契約の相手方の見積りを基本とした設計金額の設定を行っているわけではありません。
- Q 全く新しい製品を入れるような場合は、発注件名は、修繕ではなく更新工事といった件名の発注でも良かったのではないのでしょうか？
- A 本件においては、新たな製品と取り換えを行うもので温度管理機能等において性能の向上もありますが、目的はあくまで原状復帰であり、基本的な機能は変わっていないため、修繕として発注を行いました。
- Q 修繕とはどんなものか、工事とはどんなものかについて、今後、整理、ご検討をお願いします。
- \* 本件については、一部今後に検討いただくもののそれ以外は概ね適正に処理されているものと認める。

## 平成23年1月11日発注公告

## 事後審査型条件付一般競争入札

公告日	平成23年1月11日	工事担当課	新最終処分場建設推進課	
工事名	平成22年度環新道建補第2号 (仮称)新山口橋橋梁(下部工)新設工事(その2)			
工事場所	津市 美杉町下之川	地内		
工事概要	補助対象工事 橋梁下部(逆T式) 一式	市単独工事 橋梁下部(仮設工) 一式		
工期	契約締結の日から 平成23年3月25日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブック】久居	【地区】美杉	【格付】C・B・A2・A1
		【ブック】久居	【地区】久居・一志・白山	【格付】C
		【ブック】	【地区】	【格付】
		【ブック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成23年1月21日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成23年1月21日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成23年1月14日 午後5時 まで		
	回答日	平成23年1月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成23年1月21日 必着		
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成23年1月26日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	15,366,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

平成23年1月26日執行入札結果

予 定 価 格	15,366,000	円	
落 札 価 格	12,727,000	円	
最低制限価格	12,711,000	円	
落 札 率	すべて税抜き 82.83	%	

下記入札金額に1.05を乗じた金額が申込価格です。

(単位:円)

順位	入 札 者	入札金額	備 考
1	仁中土木(有)	12,595,000	失格(最低制限価格未滿)
2	杉田土木(株)	12,600,000	失格(最低制限価格未滿)
3	(株)磯田土建	12,654,000	失格(最低制限価格未滿)
4	(株)前田組	12,656,000	失格(最低制限価格未滿)
5	勢和建設(株)	12,700,000	失格(最低制限価格未滿)
6	(株)大清建設	12,727,000	落札決定
7	(有)大村建設	12,741,000	
8	(株)藤田組	12,743,000	
9	(株)藤久建設	12,750,000	
10	(株)上嶋建設	13,830,000	
11	(有)中川組	14,450,000	

入札結果は、入札日の翌日(平成23年1月27日)に津市ホームページにて公表  
最低制限価格は、契約締結後(平成23年2月7日)に公表

# 条件付一般競争入札

No. 1

件名	平成23年度下建公補第3号 野村第2調整池築造工事
落札者	(株)林組
業種(格付)	土木一式 A1
施工場所	久居野村町地内
工期	契約締結日(平成23年9月26日)から380日間
工事概要	<p>補助対象工事</p> <p>地下貯留施設工 8,400m<sup>3</sup></p> <p>管布設工(管径800mm強化プラスチック複合管) 12m</p> <p>カルバート工(1,400×1,400) 4m</p> <p>組立マンホール工 2箇所</p> <p>市単独工事</p> <p>管布設工(管径600mm硬質塩化ビニル管) 6m</p> <p>組立マンホール工 1箇所</p>
入札方法	条件付一般競争入札
入札日時	平成23年8月9日 午前10時00分
入札参加資格要件	<p>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領(平成18年1月1日施行。以下「要領」という。)第4条第1項に掲げる要件を備えていること。</p> <p>要領第4条第2項各号の一に該当しないこと。</p> <p>本市の区域内に本店を有すること。</p> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する特定建設業の許可(土木工事業)を受けていること。</p> <p>津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されていること。</p> <p>土木一式工事に係る格付区分がA1であること。</p> <p>本件工事に土木一式工事の監理技術者を専任で配置できること(入札参加申請時において他の工事等との重複をしていないこと。)</p>

予 定 価 格                    325,609,000 円  
 落 札 価 格                    276,767,000 円  
 最低制限価格                276,767,000 円

落 札 率                        85.00 %  
すべて税抜き

下記入札金額に1.05を乗じた金額が申込価格です。

(単位:円)

順位	入 札 者	入札金額	備考
1	藪建設(株)	276,660,000	失格(最低制限価格未滿)
2	北嶋建設(株)	276,747,000	失格(最低制限価格未滿)
3	(株)林組	276,767,000	落札決定(くじ引きによる)
4	日本土建(株)	276,767,000	
5	東進産業(株)	276,767,000	
6	東海土建(株)	276,767,000	
7	(株)大栄建設	276,767,000	
8	(株)アイケーディ	276,767,000	
9	三重農林建設(株)	276,767,000	
10	(株)ジェイエイ津安芸	276,767,000	
11	本堂建設(有)	276,767,000	
12	河芸建設(株)	276,767,000	
13	(株)河合組	276,767,000	
14	安濃建設(株)	276,767,000	
15	(株)西川組	276,767,000	
16	(株)藤谷建設	276,767,000	
17	(有)大村建設	276,767,000	
18	(株)藤田組	276,767,000	
19	勢和建設(株)	276,767,000	
20	(株)土生組	319,100,000	
21	(有)小林組	320,000,000	



公告日	平成23年7月25日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	平成23年度北海道新補第4号 一身田寺内町まちづくり事業道路整備(舗装)工事			
工事場所	津市 一身田町	地内		
工事概要	路床安定処理工 3,290m <sup>2</sup> 縁石工 719m アスファルト舗装工 2,877m <sup>2</sup> ブロック舗装工 1,097m <sup>2</sup> 側溝工 147m 集水桝・マンホール工 9箇所			
工期	契約締結の日から <b>平成24年2月15日</b> まで			
発注業種	ほ装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成23年8月12日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成23年8月12日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成23年8月2日 午後5時 まで		
	回答日	平成23年8月9日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>平成23年8月12日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>平成23年8月17日 午前11時30分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>127,748,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> </ul>			

予 定 価 格	127,748,000	円
落 札 価 格	108,585,000	円
最低制限価格	108,585,000	円
落 札 率	すべて税抜き 85.00	%

下記入札金額に1.05を乗じた金額が申込価格です。

(単位:円)

順位	入 札 者	入札金額	備考
1	日本土建(株)	108,118,000	失格(最低制限価格未滿)
2	大和建设(株)	108,369,000	失格(最低制限価格未滿)
3	北嶋建設(株)	108,515,000	失格(最低制限価格未滿)
4	(株)河合組	108,535,000	失格(最低制限価格未滿)
5	安濃建設(株)	108,585,000	落札決定(くじ引きによる)
6	(株)ジェイエイ津安芸	108,585,000	
7	本州舗装(株)	108,585,000	
8	(株)大栄建設	108,585,000	
9	藪建設(株)	108,585,000	
10	三重農林建設(株)	108,585,000	
11	本堂建設(有)	108,585,000	
12	田中土木(株)	108,585,000	
13	河芸建設(株)	108,585,000	
14	(株)若葉晃建	108,585,000	
15	(有)大森組	108,585,000	
16	(株)西川組	108,585,000	

公 告 日	平成23年6月20日	工 事 担 当 課	下水道建設課	
工 事 名	平成23年度下建ボ第1-1号 阿漕ポンプ場及び藤方西ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託			
工 事 場 所	津市 柳山津興及び藤方 地内			
工 事 概 要	機械しゅんせつ工 140m <sup>3</sup>			
工 期	契約締結の日から <b>平成23年8月31日</b> まで			
発 注 業 種	しゅんせつ			
参 加 資 格 に 関 す 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地 域・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
そ の 他 要 件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成23年7月1日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成23年7月1日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成23年6月24日 午後5時 まで		
	回 答 日	平成23年6月28日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	<b>平成23年7月1日 必着</b>		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>平成23年7月6日 午前9時30分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	<b>4,120,000</b> 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	無			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	免除			
前 金 払	無			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。			

予 定 価 格 4,120,000 円  
落 札 価 格 3,980,000 円  
最低制限価格 \_\_\_\_\_ 円  
すべて税抜き  
落 札 率 96.60 %

下記入札金額に1.05を乗じた金額が申込価格です。 (単位:円)

順位	入 札 者	入札金額	備考
1	東海管清興業(株)	3,980,000	落札決定
2	(株)朝日管清興業	4,000,000	
3	ニューライフ興業(有)	4,050,000	
4	(株)カンキョー	4,090,000	

件名	平成22年度財管補第2 - 1号 本庁舎中央監視制御装置等更新修繕
見積者	ジョンソンコントロールズ(株)名古屋支店
業種	電気
施工場所	西丸之内 地内
工期	平成24年1月20日
工事概要	中央監視制御装置等更新修繕 自動制御装置 一式 電気計装工事 一式
契約方法	随意契約
見積日時	平成23年8月31日 午前11時00分
随意契約理由	<p>当該修繕は、本庁舎内に設置されている中央監視制御装置等の更新により、空調設備機器の制御の向上を図り、運転管理を容易にするものです。</p> <p>当該更新機器は、平成21年度に更新した中央監視装置と一体的に空調設備の監視制御を行うものであり、ジョンソンコントロールズ株式会社名古屋支店が製作並びにメンテナンスを提供する独自のシステムであり、計測機器と連携できる当該業者以外に更新が不可能なことから、設置当初から継続して保守点検業務を行い、施設の状況にも精通した当該業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行うものです。</p>

予定価格 35,326,000 円

落札価格 35,300,000 円

最低制限価格 - 円

すべて税抜き

比率 99.93 %

下記見積金額に1.05を乗じた金額が申込価格です。

者数	見積者	第1回	第2回	第3回	備考
1	ジョンソンコントロールズ(株)名古屋支店	36,000,000	35,300,000		決定